

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価等について

令和3年2月24日

県の公共三部（環境森林部、農政水産部、県土整備部）では、発注する工事、設計・測量業務等の積算に用いる公共工事設計労務単価等について、下記のとおり適用することとしましたのでお知らせします。

記

1 公共工事設計労務単価等の適用について

今般、農林水産省及び国土交通省において、令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価等（以下、「新単価」という。）が決定・公表されたことをうけ、公共三部発注の工事等についても新単価を令和3年3月1日から適用します。

これにより、公告されている単価抜き設計書の単価適用年月が「令和3年3月」以降の工事等については、新単価を適用しています。

なお、令和3年3月から適用する新単価は次のとおりです。

- ・公共工事設計労務単価
- ・機械設備工事積算に係わる標準賃金
- ・電気通信関係技術者等単価
- ・設計業務委託等技術者単価
- ・港湾請負工事積算基準に係る標準賃金
- ・鋼橋積算基準における直接労務単価

※ 各単価の詳細については国土交通省のホームページをご覧ください。

また、「公共工事設計労務単価」については、県民情報センター、自然環境課、農村計画課、技術企画課、西臼杵支庁、各農林振興局、各土木事務所で閲覧可能です。

2 お問い合わせ先

環境森林部	自然環境課	技術管理担当	TEL：0985-26-7164
農政水産部	農村計画課	技術管理担当	TEL：0985-26-7165
県土整備部	技術企画課	技術基準担当	TEL：0985-26-7047